

コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますの で、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛く ださいますようお願い申し上げます。

TIPLO News

2022 年 6 月号(J274)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な 角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするた めの道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関 するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説す る当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願は「WIPO 標準 ST.26 準拠配列 表」の提出義務付けを2022年8月1日から実施
- 「洪瑞珍」商標権を侵害 「洪家手作」経営者夫妻にそれぞれ懲役 6 ヵ 02 月の判決
- 03 リモート教育のニーズに対応 著作権法一部条文改正案が立法院第三読 会を通過
- 04 国家安全法改正案が立法院第三読会を通過 国家コアテクノロジーの窃 取に最高 12 年の懲役
- 05 商品表示法改正案が立法院第三読会を通過 EC プラットフォームも規 定対象に

合湾知的财産権関連判決例

01 専利権関連

係争実用新案に明らかに「進歩性が否定される要素」がないならば、進 歩性欠如の論理付けができず、当該創作には進歩性があると判断すべき である

今月のトピックス

J220608Y1

01 塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願は「WIPO 標準 ST.26 準拠配 列表 | の提出義務付けを 2022 年 8 月 1 日から実施

2022 年 7 月 1 日から特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty, PCT) に基 づく国際特許出願について、配列表を含む新規出願は WIPO 標準 ST.26 に準 拠する必要があるとする WIPO の発表に鑑み、国際間のデータ交換と検索の 利便性に有益となるよう、本局は 2022 年 8 月 1 日から WIPO 標準 ST.26 への 移行を全面的に実施し、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願はすべて WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表の提出が必要となる。また出願人が国際出 願を行う便宜を図るため、2022年7月1日から2022年7月31日までの間は、 現行の配列表、WIPO標準 ST.26 準拠の配列表のいずれでも受理する。

特許出願が WIPO 標準 ST.26 に準拠できるように WIPO は「WIPO Sequence」デスクトップツールを提供しており、特許出願人が国内特許出願 又は国際特許出願の一部分として WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表を作成 するのを支援している。下記サイトを参照されたい。

https://www.wipo.int/standards/en/sequence (2022 年 6 月)

J220512Y2

02 「洪瑞珍」商標権を侵害 「洪家手作」経営者夫妻にそれぞれ懲役 6 ヵ 月の判決

洪瑞珍餅店の二代目経営者である洪峻聲氏は「洪瑞珍」等商標の商標権者で あるが、従妹の洪毓姍氏とその夫である蔡志明氏が経営するサンドイッチ販売 店「洪家手作」の新荘支店、台北駅支店等で「洪瑞珍」の文字、円形の中に「洪 瑞珍」の文字を配置した図案、及び「HUNG RUI CHEN」の文字を商標として 使用し、商標権を侵害したと告訴した。本件は検察官により起訴され、新北地 方裁判所は審理の末、商標法違反を認め、洪毓姍夫妻にそれぞれ6ヵ月の懲役 刑を言い渡した。本件はさらに上訴できる。

判決書では次のように指摘されている。2018年8月1日に洪毓姍夫妻は商 標権争議を巡り洪峻聲氏と和解書を取り交わしていた。しかしながら洪毓姍夫 妻は2018年8月1日から2020年4月までの間に自らが経営するサンドイッ チ販売店「洪家手作」の新荘支店、台北駅支店等で「洪瑞珍」の文字、円形の 中に「洪瑞珍」を配置した図案及び「HUNG RUI CHEN」の文字、「洪瑞珍三 明治(訳注:洪瑞珍のサンドイッチの意)」、「洪瑞珍二代概念店(訳注:洪瑞 珍第二世代のコンセプトショップの意)」、「洪瑞珍洪家手作三明治(訳注:洪 瑞珍の洪家の手作りサンドイッチの意)」等を使用した。「洪瑞珍」の文字が表 示された場所には、看板、店内のお知らせ、ファンサイトにおける宣伝図案、 各種商品包装、領収書、名刺、デリバリーサイト等が含まれ、いずれも消費者 が実店舗やネット上でよく見かける場所であり、かつ前記文字が表示された場 所、配置された位置と意味はいずれも、洪毓姍夫妻の経営する店は洪峻聲氏が 開いた店又はライセンス供与した店であると一般消費者に認識させるに十分 である。さらに「洪瑞珍三明治」、「洪瑞珍二代概念店」、「洪瑞珍洪家手作三明 治」等はいずれも洪毓姍夫妻が販売する商品又は経営する役務の出所が「洪瑞 珍」であることを示しており、商標の使用を構成している。

さらに判決書では次のように述べられている。「洪瑞珍」等商標は台湾で高 い知名度を有し、洪毓姍夫妻は私利を追求するため、洪峻聲氏と和解した後、 なお同一又は類似の商品及び役務における「洪瑞珍」の文字、円形の中に「洪 瑞珍」を配置した図案及び「HUNG RUI CHEN」の文字等に高度に類似した商 標を恣意的に使用し続けたものであり、消費者に誤認混同をもたらし、市場メ カニズムを乱すのみならず、間接的に台湾の知的財産権保護に係る制度と政策 にも危害をもたらすものである。ましてや洪毓姍夫妻の商標権侵害期間は 1 年以上に及び、犯行後も犯行を否認し、現時点までに和解又は賠償を行ってい ないため、それぞれ懲役6ヵ月に処す。(2022年5月)

J220527Y3

03 リモート教育のニーズに対応 著作権法一部条文改正案が立法院第三読 会を通過

知的財産局のニュースリリースによると、科学技術の発展、教育政策及びコ ロナ禍におけるニーズに対応するため、「著作権法」一部条文改正案が 2022 年5月27日に立法院の第三読会を通過したという。学校の教室で行われる授 業の延長としてのリモート授業については、他人の著作物を利用する時は公正 使用できると規定することで、教師が安心して授業をできるようになる。同時 にデジタル教育政策に合わせて、教科書の編纂者は電子ファイルの伝送で教師 と生徒の使用に供することができるようにして、「電子書包」(訳注 : 「電子書 包」は電子スクールバッグの意。デジタル教科書、副教材、辞典などが含まれ る学習端末を指す。)の運用で学生が重たいスクールバッグを背負う負担を軽 減する。さらに国家の文化発展を促すため、国家図書館が一定の要件を満たす 前提の下、それが所蔵する著作物をデジタル化することで複製し、館内でのオ ンライン閲覧を提供できるようにする。今回の改正の重点は以下の通り。

一、学校が在籍する学生に対して行うリモート授業については、他人の著作物 を公正使用できる規定を追加

現行法において、教師は教育の現場で授業を行う際に合理的な範囲内で資料 をコピーして学生に配ることのみ許されている。科学技術の発展に対応するた め、教師がオンラインで授業をする場合、通常の教室での授業に照らして、教 師が授業を行う目的で必要な範囲内で、参考とする文章や資料を、インターネ ットを通じて学生に提供できる規定を特に追加した。これにより新型コロナウ イルス感染で登校が停止された際のリモート授業の需要に対応し、学習効果を 拡大することができ、また国際的な潮流や科学技術の発展動向に適応すること ができるようになる。さらに、著作権者の権益を過度に侵害することを回避す るため、学校が合理的な技術的措置(例:ID パスワード)を採り、その科目 を履修していない学生が授業を受けることを防止するよう規定する。また、こ の種のリモート教育は公益性が極めて高いため、学校の教師が授業において他 人の著作物を使用するときは、著作物使用料を支払って利用許諾を得る必要を なくして、教育活動の実施に役立てる。(第46条)

二、非営利的なリモート教育は他人の著作物を利用できるが、著作権使用料を 支払わなければならない規定を追加

一般大衆を対象とするリモート教育形態(例:非営利目的の大規模公開オン ライン講座(MOOCs)を提供するプラットフォーム「edX」等)については、 現行法では空中大學(訳注:国立の通信制大学)のようなテレビ授業について のみに公正使用が認められているが、オンライン課程では認められていないた め、学校、教育機関がネット上でリモート授業を行う場合、他人の著作権を公 正使用できる規定を追加した。この種の利用形態は従来のラジオ、テレビの放 送以外に、ネット上の同期、非同期伝送での利用も包括し、しかも授業を受け る対象が一般大衆で、きわめて幅広く、前述の在籍学生という対象とは異なる ため、教育の目的で必要な範囲内での使用とするとともに、(利用者は利用状 況を著作財産権者に知らせて) 著作権利用料を支払う必要があり、著作財産権 者の権益も守られる。営利目的のリモート授業、例えば学習塾等の教育機関に よるオンライン課程は公益性がないため、明らかに利用許諾を取得する必要が あると規定し、著作財産権者の権益を守る。(第46条の1)

三、教科書の編纂者は電子ファイル伝送で教師と学生の使用に供し、「電子書 包」という教育のニーズに対応

現行規定では教科書の編纂者は教科書の検定又は編纂・改訂を完了するため に、他人の著作物を使用できるが、紙媒体で教師と生徒の使用に供することし かできず、デジタル時代に学生が「電子書包」を使用するニーズに対応できな い。よって今回の改正では、教科書の編纂者がインターネットを通じて教科書 を (電子ファイルで) 伝送できるという公正使用の規定を追加している。また 著作財産権者の権益を守るため、この利用形態も著作財産権者に著作権使用料 を支払う必要がある。(第47条)

四、国家図書館は所蔵著作物のデジタル化による複製と館内におけるオンライ ン閲覧が可能に

国家図書館は文化発展の促進を目的として、所蔵著作物の紛失、破損を回避 する必要に基づき、まずは著作物のデジタル化による複製を行ってもよいとい う規定を追加し、これにより国家図書館の現代著作物を完全に保存できるよう にする。さらには国家図書館又は一般の図書館等の機関で一定の条件を満たす 前提の下、館内でのオンライン閲覧に供し、元来の紙媒体の所蔵図書の貸出し や閲覧に替えるという公正使用の規定を追加する。この改正は図書館のデジタ ルサービスに役立つ他、紙媒体の所蔵著作物を保存するのに有益となる。(第 48条)

経済部では次のように述べている。デジタルの発展で著作物の利用が多元化 し、近年世界中で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、リモート教育が重 要な学習の手段となっている。今回の改正は、デジタルテクノロジーの発展に よる学習効果の拡大、「電子書包」のニーズ、図書館における所蔵著作物の保 存とデジタルサービスの促進に対応するためのものであり、立法院が著作権法 改正案を可決したことで、台湾のデジタル時代における教育政策のニーズに応 え、教育の多元的発展を推進することができ、知識拡散にとって重要な意義を 持つ。(2022年5月)

J220520Y4 J220520Y9

04 国家安全法改正案が立法院第三読会を通過 国家コアテクノロジーの窃 取に最高 12 年の懲役

国家安全法一部条文改正案が 2022 年 5 月 20 日に立法院の第三読会を通過 した。これによると、何人も外国、中国及び香港、マカオ、並びに国外の敵対 勢力のために、窃取、横領、詐欺、強迫、無断複製等の不正な手段により国家 コアテクノロジー(原文:國家核心關鍵技術)の営業秘密を取得したり、取得 した後に使用、漏洩したりしてはならず、違反した者は5年以上12年以下の 懲役刑に処し、500 万新台湾ドル以上 5000 万新台湾ドル以下の罰金刑を併科 することができる。

また、新法では「営業秘密の域外使用罪」を追加し、違反した者は3年以上 10 年以下の懲役刑に処し、500 万新台湾ドル以上 5000 万新台湾ドル以下の罰 金刑を併科することができ、未遂犯も罰するとしている。

第三読会で可決された改正条文には、軍人・公務員・教員及び公営事業機関 (訳注:政府所有企業(GOE)に相当)の職員は現職又は(老齢・定年によ る)退職を問わず、前記罪を犯したときは、退職金を受給する権利を失い、す でに受給した者は、返還を請求しなければならないと明記されている。

営業秘密は膨大な商業利益に関わる可能性があることから、改正条文では、 罰金の上限は不正な利益に応じて柔軟に調整することができ、犯罪行為者が得 た利益が罰金最高額を上回るときは、利益の2倍から10倍の範囲内で加重を 酌量することができると規定されている。

新法では調達禁止条項も追加されている。軍事に係る工事、物品又は役務の 調達に対して、中国又は海外の敵対勢力が製造したものだと知りながら納品し たときは、最高 7 年以下の懲役刑に処し、3000 万新台湾ドル以下の罰金刑を 併科することができる。不正な軍用武器、弾薬、作戦物資だと知りながら納品 又は提供したときは、最高 10 年以下の懲役刑に処し、5000 万新台湾ドル以下 の罰金刑を併科することができ、且つ罰金は不正な利益に応じて2倍にするこ とができる。

このほか、今回の改正では、裁判所が国家安全法違反の犯罪事件を審理する とき、専門法廷を設立したり、専門チームを指定したりできることも規定され ている。(2022年5月)

J220503Y9

05 商品表示法改正案が立法院第三読会を通過 EC プラットフォームも規 定対象に

「商品表示法」改正案が 2022 年 5 月 3 日に立法院の第三読会を通過した。 これによると、EC プラットフォームを規定対象に組み入れており、且つ違反 の状況が重大である場合、又は商品そのものが消費者の身体又は健康に即刻危 害を与える場合、地方主務機関は直接処罰することができ、違反した者には最 高 20 万新台湾ドルの罰金を科すことができる規定が追加されている。

今回の改正では、科学技術発展に対応して表示の柔軟性を高めること、EC プラットフォームを規定対象に組み入れること、違反業者に対して違反状況に

応じて処分を下すことを重点としており、次のように説明する。

- 一、科学技術発展に対応し、海外に足並み揃える
 - (一) 特定の分類商品について電子表示形式の採用を可とする公告をすること ができるとの規定を追加:中央主務機関は業界のニーズに応えるため、科 学技術、産業又は経済の発展状況に応じて、電子表示の形式(訳注:二次 元コードやQRコード)を採用できる商品分類を公告することができる。
 - (二) 製造日の表示は、国際慣例を採用して「年月」又は「年週」(訳注:例 えば 2021 年第 35 週は「3521」と表示)とするほか、有効期限のある商 品については、製造日以外に有効期限を注記しなければならず、かつ有効 期限は「日」まで表示しなければならないと改正する。
 - (三) 一部の表示事項について国際慣例の表示、又は公告後に英語又は他の外 国語での表示が可能であると改正:海外と国内の管理状況を参考として、 一部の表示事項については国際慣例に基づき「公分」を「cm」で、数量 の許容範囲を符号「土」でそれぞれ表示できるほか、商品の正確な表示と 消費者の権益保護を損なわないという前提の下、中央主務機関は一部の表 示事項について英語又は他の外国語で表示できると公告することができ
- 二、商品の属性を考慮し、表示の柔軟性を高める
 - (一)特定の商品について商品表示法に基づく表示の免除を公告できる規定を 追加:商品の特性(例えばゴールドジュエリーは金の純度が重要)又は実 務上の慣例(例えば書籍のISBNなど)によりその表示形式がすでにあり、 商品表示法の規定に基づく表示を要求することが難しいことを考慮して、 中央主務機関は特定の商品について商品表示法の規定に基づく表示を免 除することができると公告することができる。
 - (二) すでに市場で流通している商品について、そのメーカー情報の変更を処 理する規定を追加:市販品が陳列販売された後にメーカーの名称変更又は 住所移転が発生した場合、一般商品の流通販路が幅広く、すでに陳列され ている商品の表示を変更することは困難であるおそれがあるため、消費者 の保護と企業の経営効率とのバランスを考慮して、メーカーは消費者が随 時知り得る方法でメーカー情報の変更を公開することができるという規 定を追加する。
- 三、売り場以外の検査場所を追加し、EC プラットフォームを規定対象に含め

近年、消費者によるオンラインショッピングの割合が高まりつつあり、オン ライン商品の管理を強化するため、今回の法改正では、地方主務機関は、製造 業者、受託製造業者、輸入業者、小分け包装業者又はその他の商品の製造、保 管又は小分け包装を行う場所の検査を行うことができることを追加している ほか、EC プラットフォームの、掲載者、商品出荷者又は販売業者の資料提供 義務、並びに遵守しない場合の違反罰則を追加している。

四、重大な違反を直接処罰できる規定を追加

現行法における、先に改善するよう通知した後に処罰を行うという仕組みを 維持するが、公益と消費者の身体と健康の安全を考慮して、違反の状況が重大 である場合、又は商品が身体又は健康に即刻危害を与える場合は、直接処罰し てもよいとの規定を追加している。(2022年5月)

合流知的财産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類:専利権

Ⅰ 係争実用新案に明らかに「進歩性が否定される要素」がないならば、進歩 性欠如の論理付けができず、当該創作には進歩性があると判断すべきである

進歩性の審査は、先行技術を基礎として、専利出願(に係る発明又は創作) の進歩性の有無を判断する。出願に係る発明又は創作と先行技術との違いを比 較し、且つ出願に係る発明又は創作がその発明又は創作の属する技術分野にお ける通常の知識を有する者(当業者)にとって出願前の先行技術に基づいて容 易になし得るものであるであるか否かについて、出願に係る発明又は創作を全 体(as a whole) として判断すべきである。すなわち、特許請求の範囲又は実 用新案登録請求の範囲における各請求項に記載される発明又は創作の「全体」 について判断し、それが当業者にとって先行技術に基づいて容易になし得るか 否かを審査しなければならない。先行技術が進歩性欠如の論理付けをできない ときは、客観的事実について先行技術は係争専利の進歩性欠如を証明するのに 不十分であると判断すべきである。

Ⅱ 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】109年度行專訴字第50号

【裁判期日】2021年5月13日

【裁判事由】実用新案無効審判

原 陳淵慎

被 告 経済部

加 人 維力食品工業股份有限公司(Wei Lih Food Industrial Co., Ltd.)

上記当事者間の実用新案無効審判事件について、原告は経済部 2020 年 9 月 16 日経訴字第 10906309040 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起し、本裁 判所は次の通りに判決する:

主文

原告の訴えを棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

参加人は2013年9月11日に「即席麺用碗セット(原文:速食麵碗組)」を 以って知的財産局に実用新案登録を申請し、知的財産局は審査して実用新案の 登録を許可した(以下「係争実用新案」、添付図1)。その後原告(無効審判請 求人) は許可時の専利法第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 項規定に該当するとし

て無効審判を請求した。参加人は訂正し、知的財産局の審理を経て「訂正を許 可する」並びに「請求項 1 乃至 4 については無効審判の請求が成立し、取り 消す」という処分が下された。参加人はこれを不服として行政訴願を提起し、 被告(経済部)は原処分取消の処分を下した。原告はこれを不服として、知的 財産裁判所に行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は審理した結果、原告の訴 えを棄却した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の声明: 訴願決定を取り消し、訴訟費用は被告の負担とする。
- (二)被告の声明:原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。
- (三)参加人の声明:原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の主な争点

証拠2は請求項1の進歩性欠如を証明するのに十分か。

四 判決理由の要約

(一)係争実用新案は内容器及び外容器を含む即席麺用碗セットであり、添付 図1に示される通りである。係争実用新案は訂正後の実用新案登録請求の範囲 は計4項目からなり、そのうち請求項1は独立項、その他は従属項である。証 拠 2 は 2013 年 7 月 1 日に公告された台湾第 M456142 号実用新案「紙コップ 構造の改良(原文:紙杯結構改良)」である。証拠2の公告日は係争実用新案 登録出願日より(2013年9月11日)より前であるため、係争実用新案の先行 技術となり、その主な図面は添付図2に示す通りである。

証拠 2 と係争実用新案の訂正後請求項 1 の技術的特徴を対比すると、係争 実用新案の訂正後請求項 1 と証拠 2 との相違点は、係争実用新案の訂正後請 求項 1 でさらに限定されている「該内容器と該外容器の形状とサイズが異な る」等の技術的特徴にある。証拠 2 は紙コップ(1)を重ねた構造を有するが、 該内外層の重ねられた紙コップ(1)はいずれも「同じ形状とサイズ」の容器構 造を有し、係争実用新案の訂正後請求項1におけるこの技術的特徴とは異なる。

(二) 進歩性の審査は、先行技術を基礎として、専利出願(に係る発明又は創 作)の進歩性の有無を判断する。出願に係る発明又は創作と先行技術との違い を比較し、且つ出願に係る発明又は創作がその発明又は創作の属する技術分野 における通常の知識を有する者(当業者)にとって出願前の先行技術に基づい て容易になし得るものであるか否かについて、出願に係る発明又は創作を全体 (as a whole) として判断すべきであり、出願に係る発明又は創作の各構成要 件について逐一先行技術と対比するだけではない。すなわち、特許請求の範囲 又は実用新案登録請求の範囲における各請求項に記載される発明又は創作の 「全体」について判断し、それが当業者にとって先行技術に基づいて容易にな し得るか否かを審査しなければならない(最高行政裁判所 99 年度判字第 584 号判決趣旨を参照)。さらに、進歩性の審査は明細書における順を追って、簡 単なものから詳しいものへと進む内容でもたらされる「後知恵」によって容易 になし得ると判断して、すぐに発明又は創作が進歩性を有しないと認定しては ならない。係争専利の全体と証拠を対比し、当業者が出願時の通常の知識を参 酌するという観点で、客観的判断を行うべきである(最高行政裁判所 109 年

度判字第29号判決趣旨を参照)。

上述の「先行技術を基礎とする」及び発明又は創作を「全体として判断する」 等方法は、気づかずに「後知恵」に陥ることを回避するために、進歩性の審理 における重要な参考の根拠である。先行技術が進歩性欠如の論理付けができな いときは、「客観的事実」について先行技術は係争専利の進歩性欠如を証明す るのに不十分である(進歩性を有する)と判断すべきである。すなわち、係争 実用新案の訂正後請求項1が容易になし得るか否かは、「該内容器と該外容器 の形状とサイズが異なる」が簡単な変更に対等する云々とすぐに判断できるも のではなく、係争実用新案と証拠2について技術手段や創作の目的等様々な方 面から見るべきである。

(三)証拠2は複数のコップが同じ構造を維持しながら、「底部」の内折縁(4) に対するデザイン変更で、「『単一』のコップの高さ」を調整したものであり、 係争実用新案は「碗の形状」を重視したデザイン変更で、「『複数』の碗の形状 とサイズ」を調整したものであり、両者の技術手段と創作の目的は明らかに異

当業者にとって、碗とコップのサイズを調整する簡単な基礎的能力を有する ものの、証拠2の創作全体は複数のコップを重ね合わせたときに、積み重ねる 空間を減らすもので、証拠2を基礎として、当業者がコップに対して行うサイ ズ設計の変更、修飾等は、なお「複数のコップを同一に維持する」という構造 における調整に限られ、さもないと複数のコップが異なることで証拠2の「複 数のコップを重ね合わせたときに、積み重ねる空間を減らすもの」という創作 全体の目的に反するものとなる。それに対して、係争実用新案の「内外容器の 形状」を調整するという設計方針は、紙封止材を熱圧着する等の特定の課題を 解決するための技術的手段である。係争実用新案と証拠2との技術的手段と創 作目的が大きく異なる状況において、証拠2が呈する客観的事実は、当業者が 「内外容器形状」に対する調整を容易に想到して実施できると直接推定するこ とはできず、係争実用新案の訂正後請求項 1 全体の技術的特徴は、証拠 2 の 簡単な変更には該当しない。証拠 2 は係争実用新案の訂正後請求項 1 全体の 技術的特徴を開示しておらず、しかも「該内容器と該外容器の形状とサイズが 異なること」は証拠2の簡単な変更であると直接的に推定することはできない ことが分かる。 また係争実用新案の訂正後請求項 1 全体の技術的特徴は「該内 容器と該外容器の形状とサイズが異なる」という設計を有するものである。係 争実用新案の訂正後請求項 1 は証拠 2 から容易になし得るものではなく、よ って証拠 2 は係争実用新案の訂正後請求項 1 の進歩性欠如を証明するのに十 分ではない。

(四)証拠2の各紙コップの開口縁部も互いに積み重なっているため、係争実 用新案は「内容器の体積を縮小すること」を手段として解決することができ、 形状とサイズを簡単に修飾することは、公知の常識にすぎず、容易になし得る 云々、と原告は主張している。しかしながら調べたところ、進歩性の判断は「先 行技術を基礎とすること」と創作「全体に対する判断」を以って行うべきであ ることは前述したとおりであり、係争実用新案の「該内容器と該外容器の形状 と細部が異なる」という技術的特徴は形状とサイズの簡単な修飾にすぎない 云々という原告の主張は、すでに「後知恵」に陥っている。さらに専利審査基

準における「進歩性の判断手順」には「進歩性が否定される要素」と「進歩性 が肯定される要素」が含まれており、もし「進歩性が否定される要素」がない ならば、進歩性欠如の論理付けができず、当該発明には進歩性があると判断で きる (専利審査準第 2-3-17 至 2-3-18 頁)。 証拠 2 は明らかに「進歩性が否定 される要素」がなく、係争実用新案の進歩性欠如の論理付けができず、該創作 には進歩性があると判断すべきである。

(五)以上をまとめると、証拠2は係争実用新案の訂正後請求項1の進歩性 欠如を証明するのに十分ではない。証拠 2 と証拠 3 の組合せは係争実用新案 の訂正後請求項 1、2、4 の進歩性欠如を証明するのに十分ではない。証拠 2 とその他証拠 3、証拠 4 との組合せは係争実用新案の訂正後請求項 3 の進歩性 欠如を証明するのに十分ではない。原処分で下された「請求項 1 乃至 4 につ いては無効審判の請求が成立し、取り消す」という部分の処分については誤り があり、

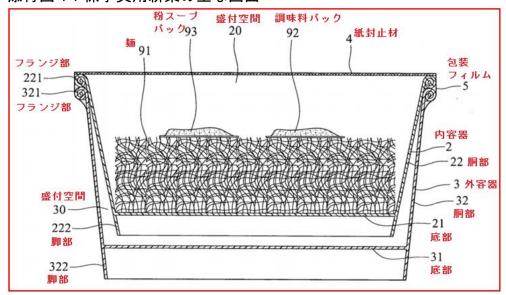
被告が下した「原処分を取り消し、原処分機関は6ヵ月以内に改めて適法の処 分を行う」という訴願決定に違法なところはない。訴願決定の取消しを求める 原告の訴えには理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第 1 条, 行政訴訟法第98条第1項前段に基づき、主文のとおり判決する。

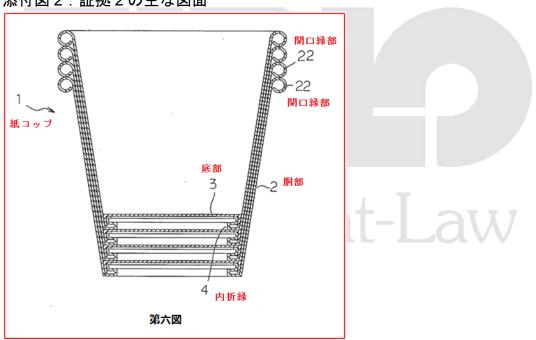
eys-at-Law

2021年5月13日 知的財産裁判所第二法廷 裁判長 汪漢卿 裁判官 林欣蓉 裁判官 彭洪英

添付図1:係争実用新案の主な図面



添付図2:証拠2の主な図面



合灣國際專利法律事務所 Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw Website:www.tiplo.com.tw 東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所 © 2022 TIPLO, All Rights Reserved.